

(別紙4)

川崎市障害児(者)日常生活用具継続品目支給決定事務取扱要領

制定 平成25年4月1日

24川健障福1246号(局長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、川崎市障害児(者)日常生活用具給付等事業実施要綱(以下「要綱」という。)第3条に基づき、要綱第3条に継続品目として定めるストーマ装具(消化器系)、ストーマ装具(尿路系)、紙おむつ、紙おむつ(経過的)及び収尿器(以下「継続品目」という。)の給付事務に関して、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(給付対象種目)

第2条 継続品目の給付は、月単位とし、継続的に給付することができるものとする。
2 ストーマ装具(消化器系)、ストーマ装具(尿路系)、紙おむつ及び紙おむつ(経過的)の給付対象となる種目は別表1に定める。

(申請及び給付決定)

第3条 4月から6月、7月から3月の2期とし、給付対象者は、1回の申請につき申請日の属する月(以下「申請月」という。)から申請月の属する当該期の終了月までを申請できるものとする。
2 区長は、前項の申請に基づき、日常生活用具給付券(以下「給付券」という。)1枚につき、最大で9か月分の支給決定をすることができる。
3 継続品目の申請及び給付決定は、申請日より以前に遡って行うことはできない。

(継続品目の給付)

第4条 継続品目の受領は、要綱第6条に基づき行う。
2 継続品目の給付について、給付決定を受けた者(以下「利用者」という。)及び継続品目取扱い事業者(以下「事業者」という。)の間で取決めがあるときは、分割して受領できるものとする。ただし、分割で受領する場合の給付券は初回受領時に引き換えるものとする。利用者負担額の請求及び公費負担額の請求は完納後とする。
3 利用者は、受領した際に業者から提示される納品書の内容と受領した用具の内容確認を行う。
4 事業者は要綱第7条第7項の規定のほか、納品書を添付しなければならない。

5 事業者は、利用者の死亡その他事由によりやむを得ず受領が中止されたときは、速やかに区長に申し出るものとする。

6 区長は、前項の規定により申し出があった場合は、給付の対象残月数等を勘案し、必要な処理を行うものとする。

第5条 この要領に定めるもののほか、継続品目の給付に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

ストーマ装具・紙おむつ給付対象種目一覧

品目	種目名	種目対象品	
ストーマ装具	ストーマ袋（消化器系）	ワンピース装具・フランジ・パウチ	
	ストーマ袋（尿路系）	ワンピース装具・フランジ・パウチ	
	ストーマバッグ	レッグバッグ	
		ナイトドレナージバッグ	
	補正剤	補正用皮膚保護剤	
		凸面リング（コンベックスインサート等）	
	皮膚保護剤	ペースト・パテ・パウダー・ウエハー	
		スキンバリア	
		ストーマ袋カバー	
	消臭剤	消臭パウダー・消臭フィルム	
		消臭液・消臭シート・消臭用錠剤	
	潤滑剤	潤滑剤	
	凝固剤	凝固剤	
	剥離剤	リムーバー	
	ガス抜き用具	ガス抜きフィルター	
	穴あけ用器具	専用ハサミ	
		専用カッター	
	固定具	サージカルテープ（テープ材）	
		固定用ベルト・ストーマベルト	
		オストミーパンツ	
		腹帯	
		サラシ	
	接続管	ウロ接続管・コネクター・接続用チューブ	
閉鎖具	ストーマ装具用 クリップ・ストッパー		
入浴等補助具	ミニパウチ		
	ストーマキャップ		
	ミニパッド		
洗浄用具	皮膚洗浄剤		
	ガーゼ・脱脂綿		
紙おむつ	紙おむつ	テープタイプ	
		パンツタイプ	
		フラットタイプ	
		尿取パット	